

入札説明書

社会福祉法人<sup>恩賜
財団</sup>済生会 支部静岡県済生会

（趣旨）

第1条 この説明は、売買、賃貸借、請負、物品の購入等の契約について社会福祉法人<sup>恩賜
財団</sup>済生会支部静岡県済生会（以下「本支部」という。）が行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

（入札辞退）

第2条 「入札執行について（通知）」（以下「通知」という。）を受けた者が入札参加を辞退しようとするときは、様式第5号により理由を記入した「入札辞退届」を通知に記載された期限までに提出しなければならない。

（入札の基本的事項）

第3条 入札参加者は、仕様書、設計書、図面及び見本その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において、仕様書、設計書、図面、及び見本等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

（入札）

第4条 入札書は、様式第7号により作成し、通知に示した日時及び場所において提出しなければならない。

2 入札参加者は、代理人に入札させるときは、委任状を持参させなければならない。

3 第1項の規定については、郵送を認めない。

（入札書の書換え等の禁止）

第5条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

（入札の中止等）

第6条 開札前において、天災、地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

2 入札者又はその代理人が連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

（開札）

第7条 開札は、入札終了後、直ちに当該入札場所において行う。なお、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない当院職員を立ち会わせて行う。

（入札の無効）

第8条 次の各号に該当する入札は無効とする。

（1）入札に参加する資格を有しない者のした入札

- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 入札金額を訂正した入札
- (7) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札
- (8) 同一事項の入札について、2 以上を入札した者の入札
- (9) 同一事項の入札について、自己のほか他人の代理を兼ねて入札した者の入札
- (10) 同一事項の入札について、2 人以上の代理人を委任した者の入札
- (11) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

(落札者の決定)

第 9 条 落札者の決定は、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の入札のなかで最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(再度入札)

第 10 条 開札した場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 第 8 条第 1 号から第 3 号及び第 7 号から第 10 号までの規定に基づき無効とされた入札をした者は、再度入札に参加させることはできない。

3 再度入札において入札参加を辞退しようとする者は、入札書に「辞退」の記入をし、入札時に入札箱へ投函すること。

4 入札執行回数は、2 回を限度とする。1 回目の入札が不調に終わった場合、2 回目の入札を直ちに執行するので準備しておくこと。2 回目で入札予定価格を上回った場合は、最低入札価格者と随意契約の手続きに移行する。

(同価格の入札者が 2 人以上ある場合の落札者の決定)

第 11 条 落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札をした者に、くじを引かせて落札者を決める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代って入札事務に関係のない本支部職員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第 12 条 開札をした場合において、落札者があるときは、その氏名又は名称及び金額を、落札者がいないときはその旨を入札者に直ちに口頭で知らせる。

(契約の締結)

第 13 条 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して 7 日以内に、様式第 12 号により契約書を作成して契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

2 落札者が、前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。

（契約書作成の省略）

第 14 条 契約書の作成を省略する場合は、様式第 13 号により請書を徴する。この場合においては、前条を準用する。

（異議の申立）

第 15 条 入札した者は入札後、この説明書、仕様書、設計書、図面、見本及び契約書式についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

（準用）

第 16 条 この規定は、随意契約についても準用する。

以上